

軽自動車税の税率が変更になります

平成 26 年度税制改正により軽自動車税の税率が変更となります。変更後の税率は以下のとおりです。

＜原動機付自転車および二輪車など＞

- 平成 27 年度課税分からすべての車両について新税率が適用されます。

種 別		税率(年額)	
		現行税率	新税率
原動機付自転車	50cc 以下 定格出力 0.6kw 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下 定格出力 0.6kw 超～ 0.8kw 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下 定格出力 0.8kw 超	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪(125cc 超～ 250cc 以下) (側車付のものを含む)	2,400 円	3,600 円
小型自動車	二輪(250cc 超)	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクターなど)	800 円	1,600 円
	その他(フォークリフトなど)	4,700 円	5,900 円

＜四輪以上および三輪の軽自動車＞

- 平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両および新車新規登録済みの車両については税率の変更はありません。現行の税率が適用されます。
- 平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車両は新税率が適用されます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日(毎年 4 月 1 日)現在に、新車新規登録から 13 年を経過した三輪および四輪車などについては、平成 28 年度課税分から重課税率が適用されます。ただし、電気自動車、被けん引車などは重課税率の適用対象外です。

種 別		税率(年額)			
		現行税率	新税率	重課税率(平成 28 年度～)	
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,000 円		

軽自動車などの名義変更・抹消の手続きは確実に

軽自動車税は毎年 4 月 1 日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

つまり、使用してなくても所有しているだけで課税対象となります。

軽自動車などを廃車したり、他人に譲渡したり、住所や氏名を変更した場合には速やかに申告手続きを行ってください。

軽自動車税は 4 月 2 日以降に廃車や譲渡手続きをされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

■廃車手続き・登録内容の変更をしなかった場合

- 税金や保険のお知らせ、リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)が届かない。
- これらの通知が前の所有者に送付され、トラブルの原因になる。
- 盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。

などといった支障が生じるおそれがあります。

手続きの方法や必要書類については各申告先へお問い合わせください。

車 種	申 告 先
原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車(農耕車、フォークリフトなど)	町民税務課、各総合事務所 TEL 47-8014 (町民税務課)
二輪の軽自動車(125cc 超～ 250cc 以下) 二輪の小型自動車(250cc 超)	福井運輸支局 テレホンサービス TEL 050-5540-2057
軽自動車(三輪・四輪・被けん引車) ※被けん引車：ポートトレーラーなど軽自動車の大きさのもの	軽自動車検査協会 福井事務所 コールセンター TEL 050-3816-1774